

# 那加第二小学校 いじめ防止基本方針

平成26年8月27日策定

令和6年 3月改定

各務原市立那加第二小学校

## 1. いじめ防止に向けての基本姿勢

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 基本認識

「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」「いじめは自分から言いつらいもの」「いじめは見ようと思って見ないと見つけにくいもの」という認識をもち、児童が安心して生活できるように学校の中でも外でも、みんなで協力していじめの防止に取り組んでいく。

### (3) いじめに対する学校の構え

『学校はいじめを許さず、いじめの防止と対応のために全力を尽くす。そして、子どもたちを全力で守る。』という構えをもつ。

- ①すべての職員が一致協力した、強力な指導体制をつくる。
- ②全職員が早期発見・早期対応のために努力するとともに、未然防止に努める。

## 2. いじめに対する基本施策

### (1) いじめの未然防止

- ①未然防止のための考え方
  - ・すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、4月学級開き、夏休み明けの学活において、各担任が人権遵守宣言をし、決していじめをゆるさないことを述べる。また、「言葉遣い」を児童に意識させ、言葉の暴力への指導を徹底し、生活環境を整えていく。
  - ・全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学校づくりをする。
- ②わかる喜びの味わえる授業づくり
  - ・全員が「わかった」「できた」と感じられ、喜びと充実感を味わえる授業づくりに努める。
  - ・一人一人が授業で活躍し、自己存在感や自己肯定感を高める授業づくりに努める。
- ③道徳教育の充実
  - ・全教育活動を通して道徳教育の充実を図る。
  - ・「特別の教科 道徳」の授業の充実に努め、自己を見つめ、他者を思いやる心を育てる。
- ④児童会活動やボランティア活動の充実
  - ・委員会活動や係活動、ボランティア活動を充実させることを通して、児童の自治的、自発的な活動を促し、人と関わることの喜びや大切さに気づき、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、人の役に立っている、人から認められているという自己存在感や自己有用感を味わわせる。
- ⑤インターネットの安全・安心利用の取組
  - ・学校だよりや関係機関からのリーフレット、等での指導や周知を徹底し、児童をインターネットトラブルから守り、インターネットの適切な利用についての意識を高める。

## (2) いじめの早期発見

児童の小さな変化に敏感に気づき、寄り添った指導を行う。「いじめ」に関する事案や「いじめ」以外の問題については、些細なことでも学年主任、生徒指導主事に報告し、校長、教頭に迅速に伝え判断を仰ぐ。

その後、全職員に伝え周知徹底する。

- ① 登下校時や授業中、休み時間、掃除中等、日々の児童の様子を把握することに努める。(巡回・日記・児童教師・保護者・地域の方からの情報交流等)
- ② 各務原市「心のアンケート」(無記名)を実施し(5月9月1月の年3回)、一人一人の「いじめ」に対する意識を向上させるとともに、早期発見・早期対応に努める。
- ③ 「ぼかぼかアンケート」(記名式)を実施し(6月10月2月の年3回)、それをもとに「教育相談週間」を設け、困っていることや心配なことがないか一人一人と懇談を行い、いじめの早期発見に努める。
- ④ おしゃべり相談ポスト(記名・無記名の相談用紙)を設置し、誰もが相談したい教師にいつでも相談できるようにする。ポストの中を、校長・教頭・生徒指導・教育相談担当が常時確認し、対応する。

## (3) いじめの早期対応

### ①組織的な対応

- ・事実を速やかに報告して、関係職員で情報を共有し、共通理解を図る。
- ・校長の指示の下、学校全体で組織的に対応する。

### ②正確な事実確認

- ・いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ・5W1Hが時系列になるように、複数の職員で同時に確認し、確実に記録をとる。
- ・事実を突き合わせ、矛盾がないかを整理し、実際の状況や背景を理解する。

### ③いじめを受けた児童と保護者への支援

- ・いじめられた児童に寄り添うとともに、保護者の心情の理解に心がけ、不安を払拭できるよう親身になって懇談を行う。
- ・連絡を絶やさないようにし、事実関係や指導内容を丁寧にわかりやすく説明する。
- ・いじめが解消した後も継続して配慮し、保護者との連絡を続ける。
- ・心の傷をいやすために、必要に応じてスクールカウンセラーや相談機関等と連携し、対応する。

### ④いじめた児童への指導と保護者への助言

- ・いじめた児童に対して毅然とした態度で指導にあたるとともに、自己を見つめさせ、反省と謝罪を促す。
- ・今後、気を付けることや頑張ることを自己決定させ、児童に寄り添って見届ける。
- ・本人を支えるために学校と家庭ができることを一緒に考え、協力して見届けることを保護者に依頼する。

### ⑤関係機関への報告

- ・いじめの事実が明らかになったときは、市教育委員会に報告するとともに必要に応じ指導や助言を受ける。

## (4) 家庭・地域との連携

- ・年2回(7月、12月)の個人懇談を行い、家庭での様子や悩みを把握するとともに、学校での児童の様子から気になることについて、積極的に電話等により家庭と連絡をとり合う。

## 3. いじめ問題に取り組むための組織

### 「いじめ未然防止・対策委員会」の設置

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

◇構成員…校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談担当・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラーとし、必要に応じて関係職員等も参加する。

◇重大事態…いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

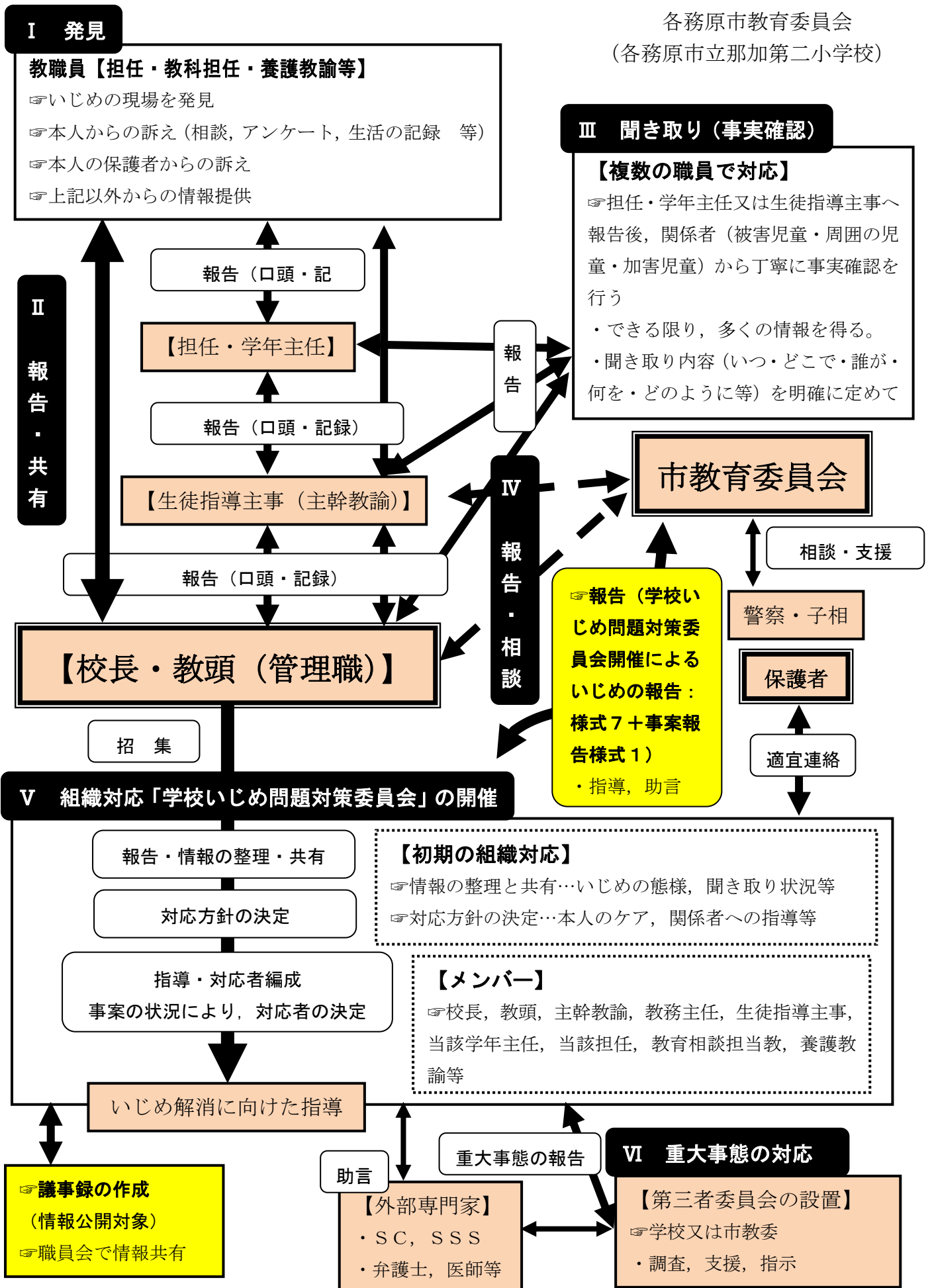
#### 4. いじめ未然防止, 早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修会で「方針」や前年度のいじめの実態と対応について研修をする。</li> <li>・児童に, 始業式や入学式でいじめ防止について(言葉遣い等)説明する。</li> <li>・PTA総会において「学校いじめ防止基本方針」を説明する。</li> <li>・学校だより, ホームページで「方針」の発信をする。</li> </ul>	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のアンケート(無記名式)を実施する。</li> <li>・抽出による教育相談を行う。</li> </ul>	第1回心のアンケート 教育相談週間
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぼかぼかアンケート(記名式)と教育相談を実施する。</li> </ul>	第1回ぼかぼかアンケート 教育相談強化週間
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会で第1期(夏休み前)のいじめ防止対策の取組の振り返りをする。</li> <li>・児童向けネットいじめ研修(リーフレット)を実施する。</li> </ul>	
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修会(ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会)</li> <li>・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」を実施し, 第2期(夏休み後)以降の対応を検討する。</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童に, 全校集会でいじめ防止の取組(言葉遣い等)を説明する。</li> <li>・心のアンケート(無記名式)を実施する。</li> <li>・抽出による教育相談を行う。</li> </ul>	第2回心のアンケート 教育相談週間
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回 ぼかぼかアンケート(記名式)と教育相談強化週間を実施する。</li> </ul>	第2回ぼかぼかアンケート 教育相談強化週間
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひびきあいの日」を実施する。</li> <li>・学校だよりで, ひびきあいの日の紹介や今度の見通しを公表する。</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童向けいじめ研修を実施する。(人権担当より提案)</li> </ul>	
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童に, 全校集会でいじめ防止の取組(言葉遣い等)を説明する。</li> <li>・心のアンケート(無記名式)を実施する。</li> <li>・抽出による教育相談を実施する。</li> </ul>	第3回心のアンケート 教育相談週間
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぼかぼかアンケート(記名式)と教育相談を実施する。</li> <li>・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」を実施し, 本年度のまとめ及び来年度の計画立案をする。</li> </ul>	第3回ぼかぼかアンケート 教育相談週間
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回学校関係者評価委員会で今年度の状況や取組, 次年度の方針について説明し協議する。</li> </ul>	次年度への引き継ぎ

## 5. いじめ問題発生時の対応について

### (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

※対応フロー図



# いじめ対応マニュアル

各務原市教育委員会  
(各務原市立那加第二小学校)

## 【いじめ問題発生時の組織的な対応】

**【いじめ対応の基本（原則）】** いじめに係る情報（疑いやけんか、からかいを含む）は、**すべて校長に報告**し、指導内容、指導結果（事実等を含む）についても必ず報告する。

初動  
(事実確認と情報共有)

- ①教職員（担任・教科担任・養護教諭等）は、いじめに係る情報を入手したら、当該担任及び当該学年主任又は生徒指導主事（主幹教諭）に第一報を入れる。（生命・身体に係るいじめ、緊急を要する情報は、校長まで速報【学校：緊急情報共有】する）
- ②当該担任及び当該学年主任又は生徒指導主事（主幹教諭）は、関係者から複数で聞き取りができるよう、初期対応の準備を行うと同時に指導の方向を**管理職に報告【学校：情報共有（以後、校長の指示のもと組織で対応）】**する。
- ③聞き取りは、個別に行い、できるだけ複数の教職員で実施し、その結果（当事者の主観と客観的な事実を分ける）を管理職に報告する。
- ④生徒指導主事又は管理職は、聞き取りによって報告を受けた事実を**第一報（電話）として市教委に報告【市教委：情報共有】**すると同時に、今後の指導の方向（学校の方針）も伝える。  
※市教委に報告する際には、5W1H（いつ、誰が、どこで、何を、なぜ、どのように）を明確にし、時系列で事実を報告する。また、「いじめ問題対策委員会」で協議した結果、「いじめと認知した事案のいじめ事案報告書（事案報告様式1）」を作成し、市教委に文書（メール）で報告する。また、委員会開催の議事録（公文書）も作成し保管する。

組織で被害児童生徒のケア

- ⑤学校は、被害児童のケアを最優先に考え、被害児童宅へ担任を含む複数の職員で家庭訪問し、いじめに係る事実を伝え、翌日以降の指導の方向と安心・安全に係る対応を伝える。また、被害児童の思いや保護者の意向を確認し、できることについては誠実に対応する。（判断に迷う場合は、改めて連絡することを伝える）
- ⑥学校は、加害児童の保護者とできるだけ顔を突き合わせ、いじめに係る事実を伝え、今後の対応の理解と協力を依頼する。
- ⑦学校は、⑤被害児童宅→⑥加害児童宅の順にいじめに係る事実の報告後、翌日以降の対応（学級・学年・全校体制で再発防止）について協議するとともに、翌日の指導体制について確認する。☞☞☞ 学校は、いじめに係る情報を認知した日に迅速に対応することが望ましいが、正確な事実を把握せず、本人同士の謝罪を行うことは避ける。

指導と見届け

- ⑧（翌日以降の対応）児童の様子や指導結果については、随時管理職に報告するとともに指導を受ける。また、「いじめ問題対策委員会」で今後の指導対応や指導内容について協議し、指導にあたる。
- ⑨生徒指導主事又は管理職は、家庭訪問等の様子を含め、認知した日の指導内容の報告と今後の指導の方向を市教委に報告する。  
※被害児童や保護者が学校の指導・対応に一定の理解を示すまで、定期的に市教委に報告をする。その後、一定の解決が図られた場合、いじめ事案の顛末をいじめ事案報告書（事案報告様式1）に記載し、市教委に報告する。

重大事態の対応

- ⑩「学校いじめ問題対策委員会」が、重大事態として対応が必要ないじめであると判断した場合は市教委へ報告し、その後、外部の専門家に相談する。学校と市教委は、調査主体を協議・決定後、第三者委員会を設置して、いじめの調査を行う。
- ⑪市教委は、いじめの重大事態が発生したことを市長に報告し、その後、いじめ問題対策委員会で調査した結果を市長に報告する。その際、必要に応じて、いじめ問題再調査委員会を設置し、いじめの再調査を実施することもある。

## (2) 「重大事態」と判断された時の対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

### 【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・各務原教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・調査結果について各務原教育委員会へ報告し、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに各務原警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 6. 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及び対応措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適切に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること      ②いじめ再発を防止するための取組に関すること

## 7. 個人情報の取り扱い

### ○個人調査（アンケート等）について

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることが想定されるため、最長9年間（義務教育終了まで）保存する。